

まちづくり協議会支援交付金の概要

1. 交付金の名称

- ・みなかみ町まちづくり協議会支援交付金

2. 交付金の交付目的

- ・みなかみ町まちづくり基本条例第16条第2項の規定に基づき、まちづくりを支え合う自主的及び自立的なコミュニティの活動を支援することを目的として、まちづくり協議会に対し、交付金を交付します。

3. 交付金の額

- ・平成21年度の交付金の額は、1地区300万円を上限とし、一括交付するものとし、ます。また、交付金は継続して交付する予定です。ただし、実績報告により決算額が200万円の場合は、100万円を返還していただきます。

4. 交付金の対象となる事業

- ・町は、事業を指定しません。協議会の設置目的に適合する事業であって、協議会の承認を得た事業を交付金の対象とします。協議会で、それぞれの地域の課題や要望等について話し合い、意見をまとめ、実施する事業を決定することになります。

5. 交付金の対象となる事業の条件

- ・次の～を事業の条件とします。

新規事業を優先します。既存事業は、事業規模の拡大や事業の企画又は実施の段階で、より多くの地域住民の参加を求めて実施することが必要です。

ソフト事業とします。また、原材料を購入し、施設又は設備を住民が自ら整備する事業は、ソフト事業とします。

同一事業の交付金の対象期間は、原則5年までとします。

地区住民が主体となって実施する事業であって、より多くの住民が参加することが必要です。また、事業は一部の地域や団体が優先されないように、地域全体でよく話し合うことが必要です。

6 . 交付金の対象とならない事業

- ・ 次の事業に該当する場合は、交付金の対象となりません。

行政区又は団体等が単独で行う既存事業

単なる飲食を目的とした事業

営利を目的とした事業

宗教活動・政治活動・選挙活動に関わる事業

その他、交付金の交付目的に適合しない事業

7 . 交付金の対象となる経費

- ・ 原則、協議会で承認された事業に要する経費を対象とします。詳しくは、一覧(P 3) のとおりです。

8 . 交付金の対象とならない経費

- ・ 次に掲げる経費は、交付金の対象となりません。詳しくは、一覧(P 6) のとおりです。

行政区・老人会・子ども会等への運営補助金

多額の研修旅費

慰労的研修経費

交際費

慶弔費

人件費・日当

慰労的食糧費

その他、交付金の交付目的に適合しない経費

< 交付金の対象となる経費・対象とならない経費の一覧 >

経費項目	対象となる経費	対象とならない経費
人件費		人件費・日当
報償費	講師等への謝礼等	住民への謝礼
旅費	講師等の交通費 会議等に出席するための交通費 講師等の宿泊費等	多額の研修旅費
消耗品費	事務用品・コピー用紙等の消耗品 花苗代・軍手等の消耗品等	
印刷製本費	コピー代・チラシ等の印刷代等	
会議費	会議のお茶代 講師等の弁当代等	慰労的食糧費
研修費	勉強会・研修会等の経費	慰労的研修経費
交際費		交際費・慶弔費
役務費	切手代 振込手数料等	
保険料	イベント・ボランティア保険等	
委託料	イベント等の会場設営費等 業者へ委託しないとできない 場合に限る	
使用料及び 賃借料	会場使用料 物品等の賃借料等	
原材料費	材料費等	
備品購入費	事業に必要な備品購入費等 5万円以上の備品購入は町の 承認が必要で総事業費の30% 以内	車両購入費 高額な備品購入費
補助金		各種団体への運営補助金
その他	その他町長が必要と認めたもの	その他町長が認めない経費